

[優秀賞]

再度の執行猶予をめざして

紺野明弘 福島県弁護士会・57期

事件の概要

A(21歳、無職、女性)は2005(平成17)年11月に窃盗罪(万引)で在宅起訴され、同年12月に執行猶予付きの有罪判決(懲役1年、執行猶予3年)を受けた。

ところが、Aは執行猶予付判決宣告のわずか4カ月後である2006(平成18)年4月にホームセンターで万引をして逮捕される。

Aが逮捕された段階で、Aの父から事件の依頼を受け、私が所属する事務所(弁護士3名)で共同受任した事件(私選事件)であった。

起訴前弁護

1 弁護方針を決める

Aに対して再度の執行猶予を付すことは法律上可能な事案ではあるが、一般的に再度の執行猶予付判決が言い渡される確率は非常に低い。しかも、本件は執行猶予付判決後わずか4カ月後に同種犯罪を犯している。今回ばかりは実刑判決を受けてもやむをえないかな、というのが最初に事件の概要を聞いたときの正直な感想であった。

しかし、Aについて詳しい事情を聞いてみると、前回の執行猶予付判決後、Aを根本的に更生させる措置が十分に施されていないという事実が浮かび上がってきた。

Aは少年の頃から衝動的に万引を行う傾向があり、少年時代には家庭裁判所で保護観察処分を受けたこともある。そして、Aが成人したのち初めて行った万引が前回の裁判の際の万引であった。

Aの両親の話によると、前回の裁判の時は在宅事件であり、弁護人(前回の裁判は国選弁護事件であった)は「執行猶予確実」との見解を述べていたた

め、両親も真剣にAの行く末を考えないまま判決宣告を受けてしまった、とのことであった。前回の裁判後、AはB病院精神科へ通院を開始したが、月に2回程度通院のうえ、精神安定剤等の薬を処方されているだけであった。

このような話をAの両親から聞いたことから、Aに対しては執行猶予付判決後、Aの実態に則した十分な更生措置が施されないまま本件事件に至ってしまった可能性が高いのであって、Aについて社会内で更生させる余地はあると考えるに至った。そこで、本件事件の弁護方針としては、Aを再び社会内で更生させるだけの環境を十分に整えたうえで、再度の執行猶予付判決をめざすこととなった。

2 保釈についての方針

受任後Aと接見したところ、Aは今回の万引について事実関係をすべて認め、今回再び万引をしたことについて大変反省していると言っていた。初めて逮捕・勾留されたことが相当にこたえている様子であった。

Aについて起訴後すぐに保釈請求することも検討したが、Aを社会内で更生させるだけの環境が十分に整っていないままに保釈許可を得たとしても、Aの真の更生に資さないと考えたことから、Aの社会内更生を可能とするような施設が見つかるまでは保釈請求を行わない方針となった。

3 Aの実態に則した更生施設を探す

以上の方針に基づき、まずはAの社会内更生を可能とする施設を探すこととなった。しかし、そのような施設に心当たりがあるわけでもなかったため、手探りのなか、まず前回の裁判以降Aが通院していたB病院の院長と面会した。

B病院の院長は、Aの診察状況、Aの症状について説明してくれた。院長によると、AはIQ的には

境界領域(75前後)であり、「精神発達遅滞」「うつ状態」にあるとのことであった。院長は、Aは社会適応能力が不十分であり、そのことがストレスとなり万引をするのではないかとの見解を示した。

精神発達が不十分な人たちが、社会に適応するための能力を身につけるための訓練をすることができる施設の紹介をB病院の院長に求めたところ、院長は10近くの施設を教えてくれた。私はさっそく院長から教えていただいた施設にしらみつぶしに電話し、Aの現在の状況を説明しつつ、各施設の具体的な活動内容を聞いた。

施設といってもその活動内容は多岐にわたっており、精神障害者(IQは標準の人が多い)が共同作業することを内容とする施設、知的障害者が共同作業することを内容とする施設などがあつた。Aについては、単に共同作業を行うだけではなく、治療を行いながら対人関係の向上を図ることがよいと考えたことから、両親、勾留中のAと協議のうえ、多数の施設のなかからC病院を選択した。C病院は、毎日30人程度の患者が病院に通い、園芸、料理作り、ゲーム等を行いながら患者間で交流し、徐々に社会生活に適応するだけの能力を身につけさせることを目標としている病院であった。

Aは勾留中であつたため、B病院から紹介状を頂き、私とAの両親とでC病院へ行き、院長と面会し、Aの事情を説明した。C病院の院長からは、Aのように執行猶予期間中に再び万引した人物の治療は初めてであるがC病院での治療に向いていない人物ではない、保釈許可となつた際には一度診察に来てみてはいかかか、とのコメントをいただいた。

第1回公判期日直前

1 保釈準備に着手する

このようにAを受け容れてくれそうな施設は見つかったものの、肝心のAが勾留されているのは治療を受けさせたり、社会生活適応訓練に参加させることができない。Aを受け容れてくれそうな施設が見つかったことから、いよいよAについて保釈許可を得たうえで保釈期間中にC病院に通院させ、裁判所に通院の成果を見てもらうことで、再度の執行猶予付判決のお膳立てをすることになった。そして、第1回公

判期日直後に保釈許可が得られるよう、保釈の準備を進めることとなった。

2 被害店への謝罪

まず、両親と一緒に万引の被害に遭った店に行き、店長と面談のうえ、謝罪の意思を示した。

被害店へ謝罪に行ったことについては、Aの両親の陳述書、Aの両親への証人尋問で示すこととした。

3 Aの日記、Aの両親の陳述書

Aについては、現在の心境を日記形式の文章にまとめてもらうことにした。Aは、今回初めて逮捕・勾留されたことで万引の被害者の心境を考えるようになった、万引により家族に多大な迷惑をかけてしまった等、今回の事件に対する正直な思いを書いていた。

また、Aの両親には、前回の執行猶予付判決後の対応としては問題があつたことを認めつつ、Aについては今後C病院に通院させることでAに社会生活に対応するだけの力を身につけてもらいたいこと、そのためには今回が最後のチャンスとの考えでAを監督していくことを誓約する陳述書を作成してもらつた。

4 C病院のパンフレット等

私がC病院の院長から聞き取つた内容、すなわちAについては、C病院における治療と訓練を受けるのに向いていないとはいえないことや、保釈が許可になったらC病院で診察を受けてみてはと言われたことを内容とする報告書、C病院での社会適応訓練のカリキュラム等を記載したC病院紹介のパンフレットを準備した。

5 保釈準備を終える

保釈請求書では、本件では権利保釈が認められるべきである、すなわち刑法89条3号、4号、5号のいずれにも該当しないと述べつつ、Aの日記、Aの両親の身柄引受書、Aの両親の陳述書、私が作成した報告書、C病院のパンフレットを添付書類としたうえで、裁量保釈が認められるべきであるとした。

私としては、保釈許可を得ることができるかがこの事件のひとつの山であると考えていた。保釈が許可されないことには、AはC病院という新たな施設での治療、訓練を開始することができず、通院の成果を

裁判において示すこともできなくなってしまう。保釈請求が却下となった場合は、準抗告するしかないと考えていた。

第1回公判期日～第1回公判期日直後

1 保釈許可を得る

第1回公判期日(2006年6月1日、福島簡易裁判所)は、検察側提出の証拠にすべて同意し、検察官提出の証拠調べのみで終了した。

第1回公判期日直後には、そのまま裁判官室へ行き担当裁判官と面談した(なお、担当裁判官は前回の裁判と同じ裁判官であった)。ここでは保釈請求書を示しながら、本件事件においてAをC病院に通院させたいと、社会内で更生していくことが可能かを裁判所にぜひ見ていただきたいと、Aに対する保釈の必要性を強調した。

その甲斐あってか、翌6月2日、保釈保証金100万円で保釈許可決定が出された。

2 Aの通院開始

保釈許可を得るといってひとつの山を越えることはできたが、これから次回期日(7月13日)までにAが社会内で更生可能であることを示していかなければならない。

土日を挟んで6月5日、私、Aの両親、そして保釈許可となったAはさっそくC病院へ行き、院長と面談した。

Aは、体験通院を経たのち、C病院が実施する社会生活適応訓練への参加を始めた。集団生活が苦手とあって、Aは通院当初は体調がすぐれないこともあったようだが、両親の協力もあって、毎日C病院に通院し、社会生活適応訓練に参加し続けた。その傍ら、保釈許可となったことで気が緩まないよう、Aには毎日、日記を書くことを継続してもらい、両親にも毎日、日記を書いてもらった。また、毎週金曜日の夕方にはAとAの両親とで当事務所に来てもらい、その週のC病院での活動および家庭でのAの状況を報告してもらった。

3 Aの生活態度の変化

逮捕前は夜更しをするなど不規則な生活を送って

いたAであったが、保釈許可後、Aは朝7時に起床するようになった。平日はその後C病院へ行き、午後4時頃に帰宅する。夕方は家族の夕飯作りを手伝い、11時頃には就寝するという生活となった。C病院が休診である土日にも、Aは朝7時に起床し、その後は炊事、洗濯、掃除、草むしり等の家事を手伝うようになった。

Aに「なぜ家事を手伝うようになったのか」と尋ねたところ、Aは「家事手伝いを将来何かしらの職業に就くための訓練と考えるようになった」と答えた。Aの両親によると、逮捕前に比べてAは明るくなり、家族との会話も多くなったとのことであった。

AがC病院に継続して通院し、C病院が実施する社会生活適応訓練に参加したことから、C病院の院長にはAの医院における態度および今後の見込み、要は「今後通院を継続することで、Aが社会生活に適應できる能力を身につけることができることは十分可能である」との陳述書を作成していただくことができた。

第2回公判期日

Aは、第2回公判期日(7月13日)までC病院への通院を継続した。

第2回公判においては、弁護側立証から始まり、C病院院長の陳述書、Aが継続通院していたことを示すC病院の出席簿、C病院の社会生活訓練プログラム、Aの日記(勾留中のものおよび保釈許可後のもの)、両親の陳述書を書証として提出した。また、Aの両親に対して証人尋問を行い、Aの両親は、Aの生活態度の変化、今回は今まで以上に家族が一丸となって真剣にAの更生を考えていること等を証言した。最後に被告人質問を行い、Aは万引がいかに悪いことであるか十分にわかったこと、社会生活に適應するために今後もC病院に継続通院したいことを述べた。

論告において検察官は懲役1年2カ月を求刑した。

弁論においては、Aが執行猶予期間中であるにもかかわらず再び万引に至った原因として、①Aの両親等の関係者がAの人格、知的発達遅滞といった特殊事情に配慮しなかったこと、②Aの深層心理まで立ち入った真の反省を促すに至らなかったこと、③

Aの心のケアおよび社会生活適応訓練を施すといった具体的再犯防止策を講じなかったこと、を示した。そのうえで、本件においては、①については、Aと家族と弁護士とでAの精神状態を把握したうえ、真剣に協議したうえでAをC病院に通院させる方針をとっている、②については、Aが初めて逮捕・勾留されたなかで万引という犯罪の重大性について気がつくに至り、強い反省の態度を示している、③については、保釈後約1カ月の間ではあるが、Aは継続的にC病院に通院し、心のケアを図りつつ、社会生活適応訓練が行われている、と論じてAが再び万引を犯した原因の究明および再犯防止のための具体的対策がとられていることを示し、刑法25条2項にいう「特段の事情」が本件において認められるとして、再度の執行猶予付の判決を求めた。

第2回公判期日～判決言渡し期日

第2回公判期日後、判決言渡し期日まで約2週間あったが、A、Aの両親には引き続き日記を作成してもらうとともに、毎週末には当事務所に来てもらい、その週の出来事を報告してもらった。

「やれることはすべてやる」との考えのもと、7月27日の判決宣告直前には弁論を再開してもらい、Aが第2回公判期日後も継続通院していたことを示すC病院の出席簿、第2回公判期日以降のAの日記を追加書証として提出した。

判決宣告期日当日の書証提出となったため、結審後30分ほど休廷となり、裁判所が追加書証を検討したうえで判決宣告となった。

判決の内容は懲役1年、執行猶予4年（保護観察付）であった。判決後、AとAの母親が抱き合って喜んでいる姿が印象的であった。

実刑判決に備えて控訴申立書、再保釈請求書を用意していたが、判決は検察官控訴もなく確定した。

控訴申立書や再保釈請求書は使わないで済むことができた。

判決言渡し後

判決言渡し後、Aの両親と月に1度の割合で連絡をとっているが、Aは本稿作成時である2006年11月まで、欠かさずC病院に通院し、家事を手伝い、月に2回保護司の下に通っている。

最後に

今回は当初実刑判決もやむをえないと思われた事件について、なんとか再度の執行猶予付判決という結果を残すことができた。私自身、Aの両親と一緒に店に謝罪に行ったり、B病院、C病院に行ったりしているうちに、なんとかこの家族のために執行猶予付判決をとってあげたいという気持ちが強くなっていった事件であった。

今回の結果は、AやAの両親の努力、C病院の協力、私が所属する事務所の所長、兄弁の的確な助言なしでは得ることができなかったものである。

「すべての事件でベストを尽くす」。刑事弁護の基本を教えられた事件であった。

(こんの・あきひろ)